

第3回三次市総合計画審議会資料

三次市総合計画 まちづくりの基本的方向と取組の方針

目次

1 総合計画の策定について	1
(1) 総合計画の意義	1
(2) 計画策定の趣旨	1
(3) 計画の位置づけ	2
(4) 計画の期間	2
2 社会状況の変化とまちづくりの主要課題	3
(1) 社会状況の重要な変化	3
(2) まちづくりの主要な課題	8
3 まちづくりの基本的方向	11
(1) 基本理念	11
(2) まちづくりの目標	11
(3) 「参加」と「行動」	11
(4) まちづくりの基本的視点	12
(5) めざすまちの姿	13
(6) まちづくりの取組の柱	14
4 まちづくりの取組の方針	15
(1) まちづくりの主役である「ひとづくり」	16
(2) 安全で温かみと安心感のある「くらしづくり」	18
(3) 豊かな市民生活と元気な地域を支える「仕事づくり」	20
(4) 美しい風景を後代に伝える「環境づくり」	22
(5) 協働のまちづくりを効果的に進める「しくみづくり」	24

1 総合計画の策定について

(1) 総合計画の意義

総合計画は、三次市におけるまちづくりを総合的かつ計画的に進めるための指針となる「まちづくりの基本理念や基本的方向」と、これを達成するために市民と市議会及び市、つまり三次市を構成するみんながそれぞれの社会的役割や能力に応じて協働して取り組む「まちづくりの取組」を定めるもので、まちづくりの最も基本となる計画です。

平成23年度の地方自治法の改正により、「基本構想」（総合計画）の策定義務はなくなりました。

しかし、本市では、行財政を長期的な展望に立って総合的に運営するための指針として、また、本市を構成するみんながまちづくりに関する情報を共有し、協働して取り組むための総合的な指針として、総合計画を策定するものです。

(2) 計画策定の趣旨

本市は、平成18年3月に「三次市総合計画―みよし百年物語―」を策定し、また同年4月1日に「三次市まち・ゆめ基本条例」を公布・施行し、まちづくりの基本理念に「市民のしあわせ」を掲げ、子ども・子育て、健康・福祉、文化・学習、産業・経済、環境、都市の6項目を施策の柱として諸施策を推進してきました。

また、住民自治組織による住民主体のまちづくりを軸として、協働のまちづくりを推進し、全19地域において「地域まちづくりビジョン」が策定され実行に移されるなど、一定の成果をあげてきました。

一方で、この間、子育て支援策などの充実をはかってきたものの、人口減少・少子高齢化は進行し、人口は全国的にも平成23年から継続して減少しており、今後も減少傾向が続くと見込まれています。本市においても、人口減少の現実と見通しがある中で、みよし百年物語で掲げた「将来の10万人都市建設」「産業、観光、文化、教育、娯楽などすべての面にわたり広域的な視野での拠点機能の充実」をめざし取り組んでいくことは、必ずしも合理的であるとは言えなくなってきました。人口減少・少子高齢化に真正面から向き合い、それらを緩和・抑制する方向と、適応する二つの方向での施策の展開が必要となります。

また経済的には、リーマンショックによってグローバルな金融市場の不安定性が改めて認識されるとともに、その影響は金融分野に限定されるものではなく、世界の隅々まで激しいコストなどの競争にさらされている時代であることを認識させられました。こうした経済活動がグローバル化、ボーダーレス化する時代にあっては、自己完結が可能な分野と、連携強化と機能の分担・補完等が必要な分野を正しく見極め、広域圏域の中での有為な拠点性を維持・確保していく必要があります。

さらに、東日本大震災をはじめとする大規模な災害の発生などを背景とする環境、防災に関する関心の高まりなど、まちづくりを取り巻く社会状況は大きく変化しています。

また、地方分権改革に伴う三次市の基礎自治体としての役割の拡大、地方交付税の市町村合併特例措置の段階的縮減に伴う歳入の大幅な減少見通しなど、行財政を取り巻く環境も厳しさを増しています。

こうした社会状況等の変化に対応しつつ、「市民のしあわせ」の実現に向けた取組を着実に進めていくためには、現実を直視しつつ、本市を構成するみんながより一層力を合わせて、効果的かつ持続可能なまちづくりを進めていく必要があります。幸い本市は、中国山地に抱かれた豊かな自然と古代から営まれた稲作や山と川を活かしたたたら製鉄や鵜飼などの歴史、歴史

の中で培われた伝統や文化など、多くの財産を有しており、これらを最大限活用して、市民一人ひとりが能力を発揮し、社会の中で活躍できるひとづくりを進め、次代の社会の基盤を築き、子どもたち、孫たちへとつないでいく必要があります。

こうした認識を市民一人ひとりと行政が共有し、本市のめざすまちの姿の実現に向けて、協働して取り組むための新たな指針として、新しい総合計画を策定するものです。

(3) 計画の位置づけ

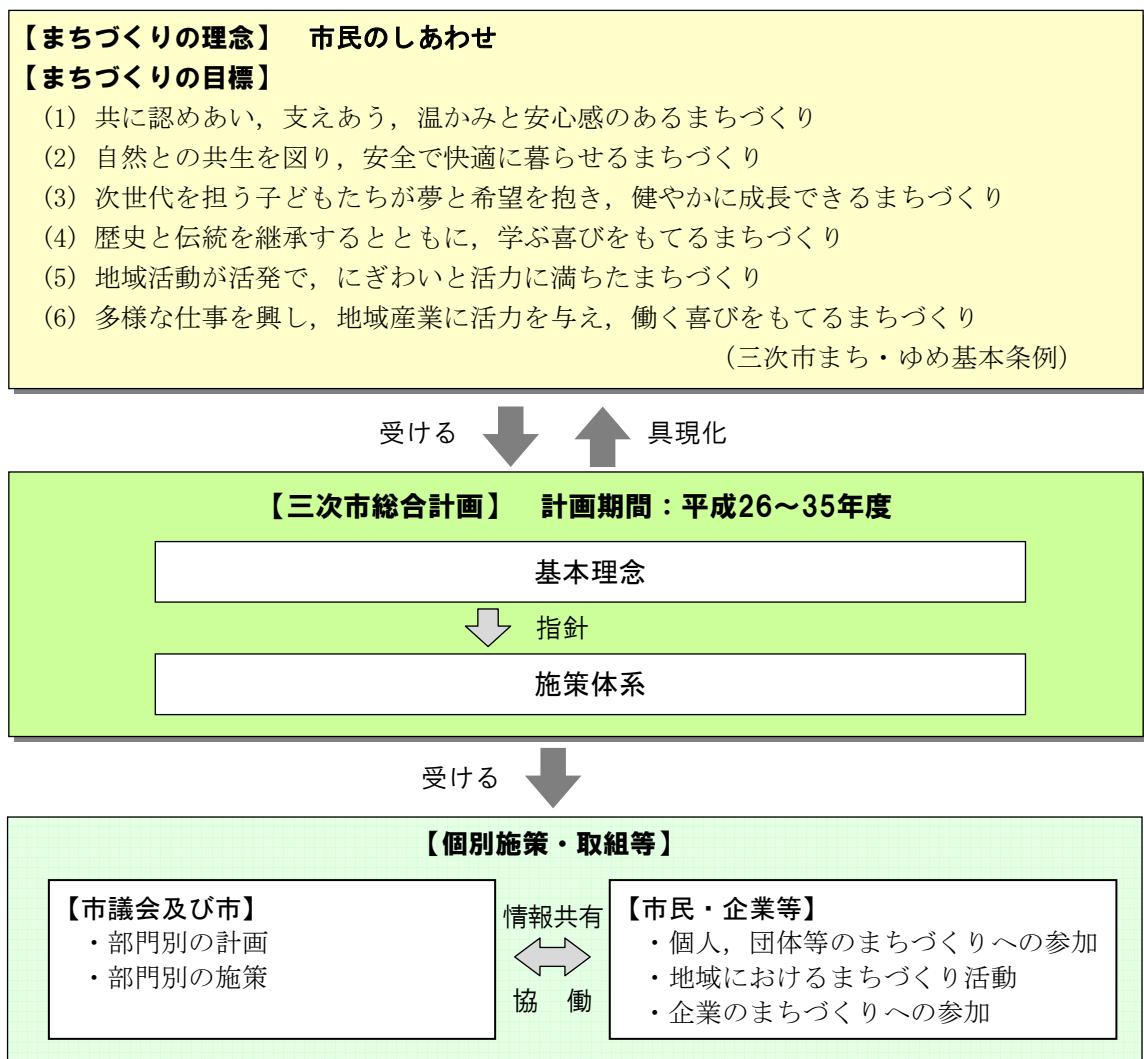
総合計画は、「三次市まち・ゆめ基本条例」に定めるまちづくりの理念と目標を具現化するための、市民と市議会及び市による協働のまちづくりの総合的な指針として定めるものです。

(4) 計画の期間

計画の期間は、平成26年度から平成35年度までとします。

なお、社会情勢の変化やまちづくりの進捗等に対応するため、必要に応じて概ね5年後に検証を行います。

■総合計画の位置づけ



2 社会状況の変化とまちづくりの主要課題

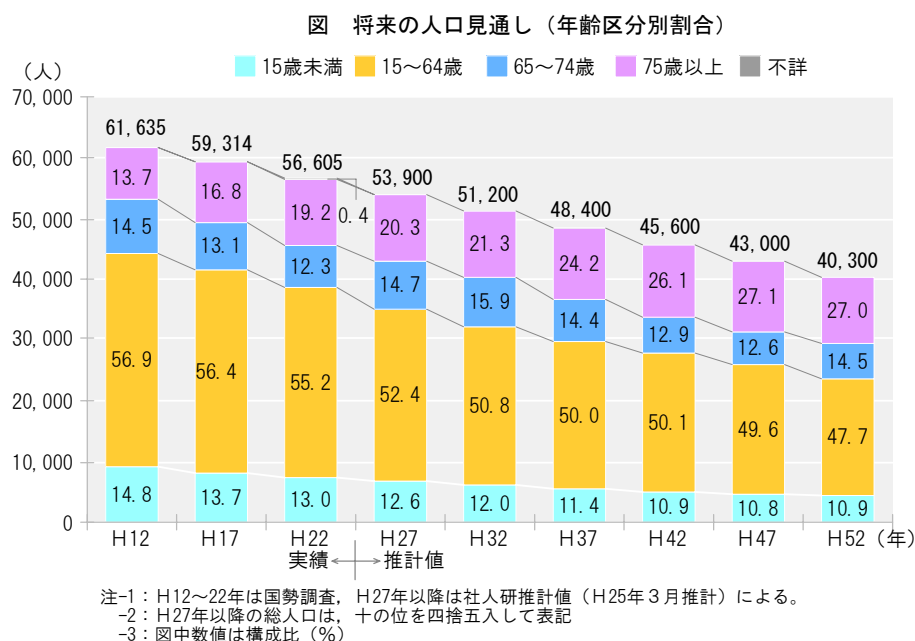
(1) 社会状況の重要な変化

ア 人口減少・少子高齢化の進行

平成22年の総人口は56,605人、65歳以上の高齢者の割合（以下「高齢化率」といいます。）は31.4%（広島県23.7%，全国22.8%）で、平成17年から平成22年の5年間で、2,709人減少しています。一方で、高齢化率は1.5ポイント上昇し、31.4%となっています。また、15歳未満の年少人口は、758人減少し、その比率は、13.7%から13%へと減じています。（データは国勢調査）

また、平成16年から平成24年までの地域別の人口推移をみると、十日市・八次・酒河の3地区をあわせた人口は、増減はありませんが、この3地区以外の地区をあわせた人口は-11.9%となっています。（4月1日の住民基本台帳人口の比較）

人口減少と少子高齢化は今後も継続するものと見込まれ、概ね20年後の平成47年には、総人口は43,000人程度に減少し、年少人口は、平成22年の7,341人から、平成47年には4,624人（-37%）に、生産年齢人口は、31,415人から21,312人（-32.2%）に、また、高齢者人口は、17,849人から17,031人に推移し、高齢化率は約40%に高まるものと推計されています。（国立社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」といいます。）推計値）。



また、人口の見通しを地域別にみると、現在の人口推移の傾向が続いた場合、概ね20年後には、三次、三良坂地域を除く地域で75歳以上の高齢者の割合が3割を超えるものと見込まれます。世界に例を見ないほどのスピードで進んでいる少子高齢化、人口減少は、保育所・小中高等学校等の維持の困難化や福祉・生活支援ニーズの増大、担い手の減少、集落や地域の活力の低下など、あらゆる分野に様々な影響を及ぼします。

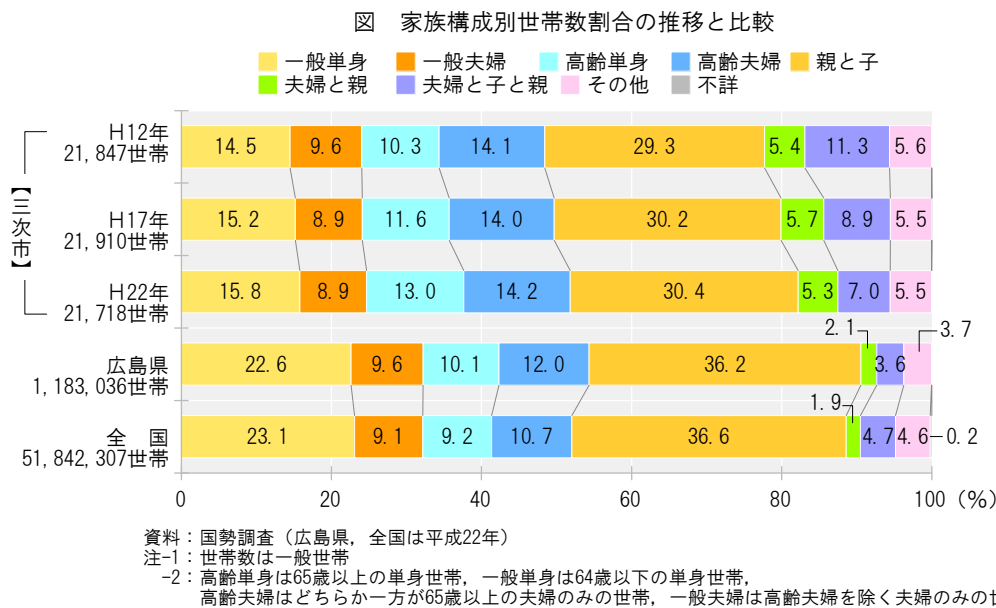
このような人口減少のペースの見通しを上回る人口増加を実現することは容易なことではなく、人口減少による悪影響をいかに回避・低減していくか、すなわち人口が減少する状況下にあっても、市民のしあわせをめざしていくことのできる社会・環境・しくみをいかに築

いていくかが、重要な意味を持ってきます。

私たちは、少子化、人口減少のスピードを緩和・抑制するとともに、少子高齢化、人口減少社会に適応しながら、持続可能な地域社会を維持していくための基盤を創出していかなければなりません。

イ 家族・コミュニティ、働き方の変化

我が国の家族形態は、戦後の高度成長期に三世代家族等の大家族から夫婦と子どもを中心とした核家族へと変化しましたが、その典型的な核家族も、高齢者及び若年者の単身世帯の増加により変化しています。本市においても高齢及び若年の単身世帯が増加しており、夫婦と子どもという核家族をモデルとした施策のみの展開では対応できなくなっています。



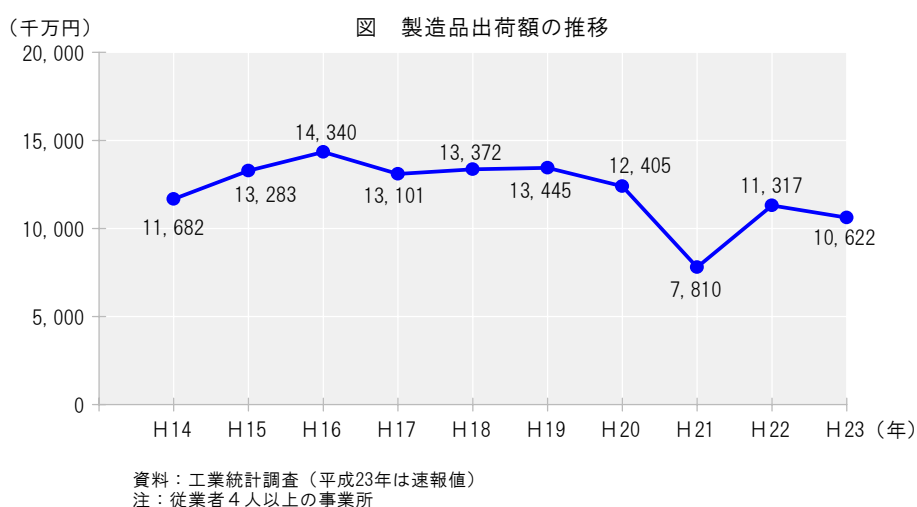
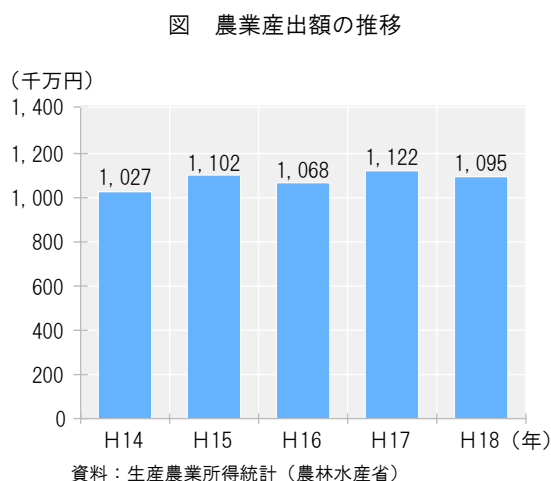
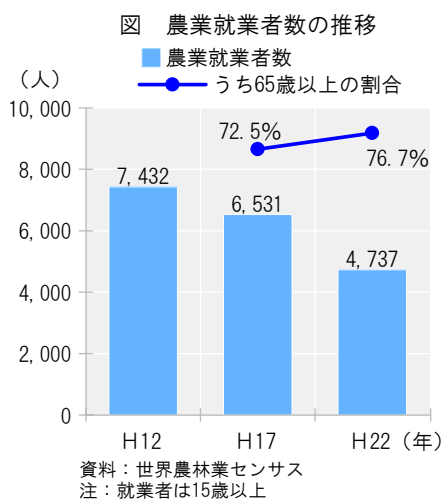
コミュニティについては、現状で「地域のつながり」「地域活動やボランティアが盛ん」などと高い評価がある一方で、少子高齢化が進む中で「集落機能の低下」「自助・共助の弱まり」などの問題点が指摘されています。

また、市民の働き方については、雇用者に占める派遣、パートなど非正規職員の割合が31.1%（男性16.8%・女性48.3%）で、全国値（34.2%，うち男性17.7%，女性54.6%）に近い値となっており、安定した雇用形態を確保することが課題となっています。（データは平成22年国勢調査）

これらの変化は、社会意識の変化を生み出しており、少子化が進む要因ともなっていると同時に、養育や教育、地域の伝統の継承などについて、新たな課題を提起しています。

ウ 経済のグローバル化と高度情報化、拠点性の変化

本市の基幹的産業である農業産出額は、100～110億円程度で推移しています。製造業における製造品出荷額の1割程度の規模であるのが実態です。農業や林業がおかれている現状を踏まえ、新たな展開を模索していく必要があります。製造業の出荷額は、平成21年のリーマンショックによる781億円を除くと1,000億円を越えていますが、平成16年の1,434億円をピークに減少傾向にあります。年間商品販売額については、全国、本市とも減少基調にあります。本市では平成16年の1,190億円から平成19年には1,329億円と若干持ち直しています。



これらの状況は、少子高齢化、人口減少など社会状況の変化、経済のグローバル化（注-1）の進展によってもたらされましたが、今後はTPP（環太平洋パートナーシップ協定）など自由貿易の進展による、より深刻な影響が予想されます。工業や商業など2次、3次産業分野は言うに及ばず、農業などの1次産業分野も含めて、全世界的な競争の中で、市民の生きる基盤である産業を成り立たせていかなければなりません。

一方、近年、携帯電話、インターネットなどの情報通信技術（注-2）の進展はめざましく、これらの技術を活用すれば、ネット販売等を通じた直接的な経済活動や観光・交流の促進など経済活動や交流の範囲を拡大できる可能性もあります。

さらに、中国横断自動車道尾道松江線の全線開通により、広島－松江・出雲、福山・尾道－松江・出雲間の時間距離が大幅に短縮されます。通勤、買い物、医療、教育などの行動圏の拡大は、広域的な生活圏、経済圏、商業圏形成のチャンスでもあります。一方で全国的な人口減少に伴う市場の縮小や経済のグローバル化、地域間競争の激化などによって、本市の拠点性が失われ、通過地域となる、あるいは商工業の場が流出・喪失し、定住人口の減少に一層の拍車をかける可能性もあります。

市民の「しあわせ」を追求していくためには、一定の圏域における経済循環の輪として、生産物や地理的条件、人など本市の資源の特長を最大限発揮し、新たな価値を創出していく中で、広域圏域における活動のよりどころとなる場所、すなわち広域の中の拠点性を確保していかなければなりません。

その際に、人口の減少、経済活動のグローバル化、交通ネットワークの充実等には正負の両面があることを踏まえれば、産業、観光、文化、教育、娯楽など全ての面で拠点機能を構築することは、経済効率性、利便性、持続性等に照らし、必ずしも合理的とは言えず、地域間の互惠の考え方にに基づき、地域間で機能の分担や補完を行いあいながら、三次らしさを発揮できる拠点性を築いていく必要があります。

エ 地球規模の環境問題の深刻化

近年、資源の採取、温室効果ガスや廃棄物の排出の増大により、地球温暖化、生物多様性の劣化など、地球環境に与える影響の深刻化が懸念されています。世界的な気候変動が顕在化しており、我が国においても経験したことのない集中的な豪雨がしばしば起こっています。

また、身近な自然では、耕作放棄地や管理できない森林が拡大し、鳥獣被害も増大しています。

一方、福島第一原子力発電所の事故を契機として、電力をはじめとするエネルギー使用量の削減、再生可能なエネルギーへの転換など、エネルギー政策への関心の高まりが見られます。

こうした状況の中で、環境に配慮した市民生活や経済活動により、地球環境への負荷が少なく、資源循環、自然共生型の社会に向けた取組が強く求められています。

オ 厳しい財政見通し

三次市の財政歳入（平成24年度約401億円）のうち一般財源は約281億円で、このうち普通交付税が約154億円と一般財源の5割以上を占めています。この普通交付税は、市町村合併の特例による優遇措置を受けていますが、平成27年度から段階的に縮小され、平成32年度には終了することになっています。普通交付税の縮小額は30数億円と見込まれ、これが現実のものとなれば、これまでどおりの財政運営、行政サービスの水準の維持は極めて困難となります。

また、こうした厳しい財政状況下で、道路、住宅、水道・下水道といった社会資本ストックを良質な状態、適切な形で次世代へ継承していくには、長寿命化などの計画的かつ戦略的な維持管理・更新が必要です。

図 普通交付税の推移《合併算定替と一本算定の比較》

数億円
減少

注-1：社会，経済のグローバル化：人，モノ，情報，資金などが国境を越えて行き交うこと

-2：情報通信技術（ICT）：情報（information）や通信（communication）に関する技術（technology）の総称

(2) まちづくりの主要な課題

前述の社会状況の重要な変化を踏まえるとともに、本市の特徴と問題点等、市民まちづくり塾における議論（平成24年度）、市民アンケート調査結果（平成24年度）、住民自治組織との意見交換（平成25年度）、現在の総合計画の検証に基づく課題などを踏まえて、まちづくりの主要な課題を抽出、整理すると、次のとおりです。

ア 少子化・人口減少社会への対応（定住・交流の促進と集落の生活機能の維持）

急激な少子化、人口減少を緩和、抑制し、将来へ繋がる地域社会を維持していくためには、子育てと仕事が両立できる環境の整備、就学・就業機会の確保、医療体制の充実など生活基盤にかかる条件の整備が必要です。担い手の確保という面では、農林水産業や地理的な拠点性など本市の特長を活かした定住の取組が必要です。また、本市の自然との中で営まれてきた農業や商業などの集積と、その営みの歴史から育まれた文化・伝統を誇りとして、新たな価値を創造していこうとする若者を育て、そして支援しなければなりません。

さらに、農地の維持管理や葬祭、集落・地区における交流やコミュニケーションなど日常生活そのものを維持することさえ困難な状況も生まれつつあり、少子化や人口減少への適応という側面では、居住の密度や生活に必要なサービス機能の利用密度・利用効率を高めていく努力が必要となります。相互扶助の基礎的単位である集落の再編なども視野に入れ、集落機能を維持していくための取組や自治活動のさらなる強化の取組が必要です。

また、三次や十日市など中心市街地においても、市の総人口の減少等に伴って、活力の減退が進むおそれがあり、中心市街地における拠点機能を充実させる観点からも、まちなかの居住の確保、にぎわいの創出や自治活動などのコミュニティ機能の維持強化等に取り組んでいかなければなりません。

イ 進行する高齢化への対応

高齢者の高年齢化、一人暮らし高齢者の増加など支援の必要な高齢者等の増加に対応するため、より緊密な保健・福祉・医療の連携によるケア体制の構築が必要です。また、地域における家族の介護力の低下、地域コミュニティの脆弱化などに対応した、移動や買い物、見守り活動など在宅生活を支援する体制の構築などを進める必要があります。

さらに、高齢者等が、仕事や地域活動など社会の中で役割を果たしながら、健康でいきいきと暮らすことができるよう、社会参画を促進する必要があります。

ウ 持続できる産業の構築と就業機会の拡大

少子高齢化、経済のグローバル化が進んでいる中で、市民が心豊かに充実した生活を送っていくための基盤としての生産活動の維持や形成は大きな課題です。本市の中国山地における地理的優位性・拠点性を維持しつつ、農林業や歴史・伝統、人等の地域資源を最大限に活かした特長ある産業の育成を図っていく必要があります。

情報通信網（CATV）、広域交通ネットワークの形成を活かし、農山村の景観や農林水産業を活かした交流、歴史や伝統、文化を活かした観光の促進、農林水産業の6次産業化や交流資源化などによる複合的な産業化、既存商工業の振興、企業誘致などを進めなければなりません。

また、雇用の確保にとどまらず、自ら仕事を興し、新たなあるいは複数の収入の道を開拓する市民を支援する取組を通して人口の定着と活力の創出を図る必要があります。

エ 美しい風景を後代に伝える社会への転換

たおやかな中国山地を貫いて流れる江の川は、何千年も本市の暮らしを支えた貴重な財産です。江の川をはじめ本市の豊かな自然環境を守り、美しい風景を次世代に引き継ぐため、山林や農地などの適切な管理、環境美化、景観対策などに取り組む必要があります。

また、地球温暖化など地球環境問題に対応しつつ、持続可能な地域社会を構築するため、大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会から、資源循環、自然共生型の社会に転換する必要があります。

オ 防災体制の構築

平成23年3月に発生した東日本大震災をはじめ、近年、大規模な地震災害や局地的な集中豪雨（通称ゲリラ豪雨）が多発しています。

本市は、江の川とその支流が三次盆地の中央で合流しており、昭和47年7月豪雨災害をはじめ、過去に大規模な自然災害が発生しています。

また、近年、地域における高齢者のみの世帯の増加に伴う避難行動の困難化などの問題も生じています。

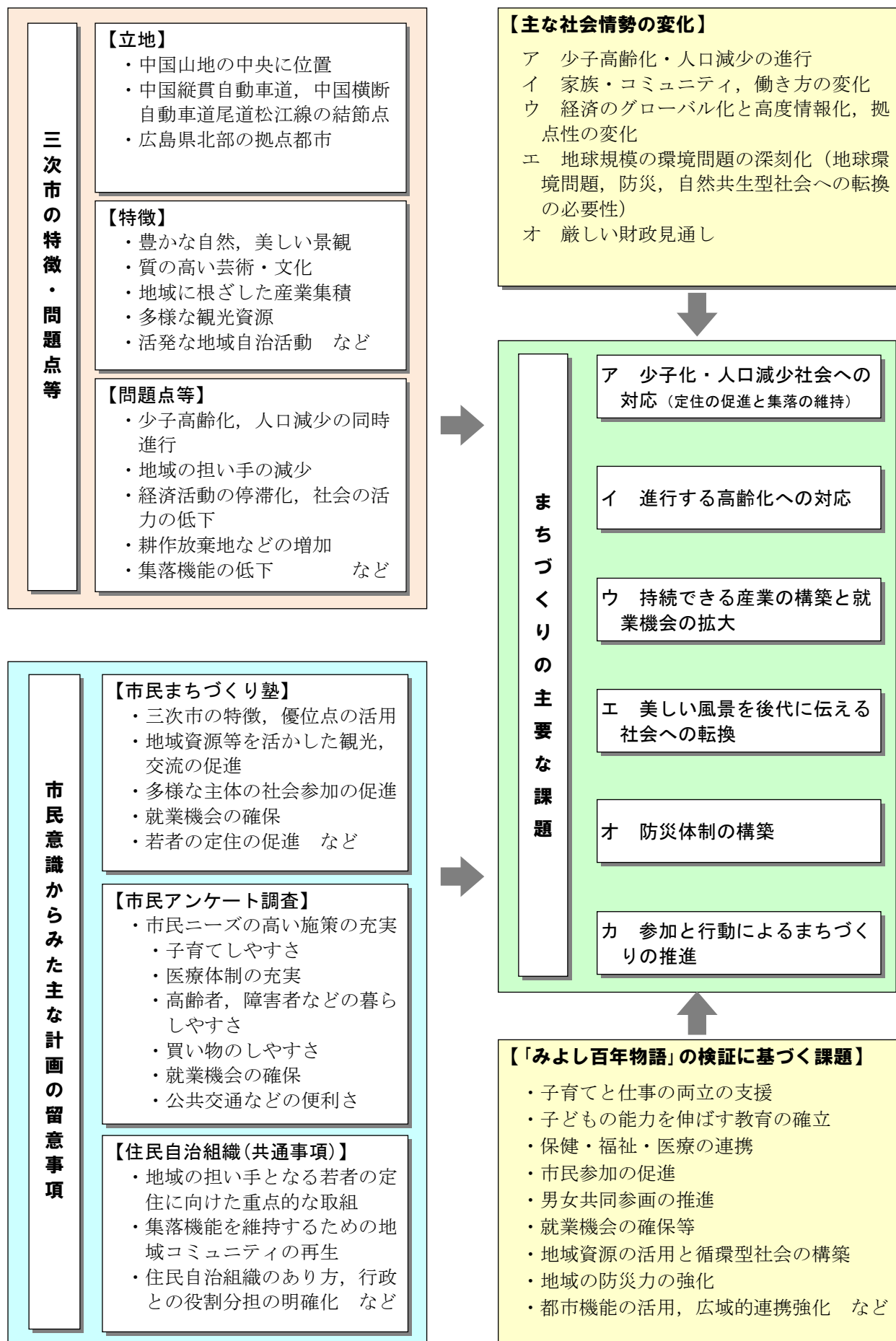
このため、市民が安全で安心して暮らせるよう、ソフト、ハードの両面で防災体制の構築に取り組む必要があります。

カ 参加と行動によるまちづくりの推進

市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利があり、主体として「自ら考え、参加・行動すること」が基本であり、本市を構成するみんなが共有する価値感として大切にしなければなりません。具体的な場面での参加と行動は、それぞれが役割と義務や責任に基づいて、目的と情報を共有し、信頼しあい、対等な立場で共にまちづくりに取り組む「協働」の原則を大切にします。

また、地方分権改革の進展、財政状況の深刻化の中で、行政サービス水準を維持していくためには、協働のまちづくりの取組をより一層強化するとともに、基礎自治体としての基盤の強化と行財政運営の効率化、周辺自治体との連携などにも取り組む必要があります。

■まちづくりの主要な課題の抽出



3 まちづくりの基本的方向

(1) 基本理念

基本理念 「市民のしあわせの実現」

三次市では、「三次市まち・ゆめ基本条例」（平成18年3月27日条例第1号）を定め、市民と市議会及び市が協働して取り組むまちづくりを進めています。

その中で、まちづくりの理念として、「まちづくりは、市民のしあわせをめざして進めるものです」（第4条 まちづくりの理念）と定めており、総合計画においても、基本理念として「市民のしあわせの実現」を掲げます。

(2) まちづくりの目標

「三次市まち・ゆめ基本条例」においては、まちづくりの理念を具現化するための「まちづくりの目標」（第6条）として、次の6項目を掲げています。

【まちづくりの目標】

- ① 共に認めあい、支えあう、温かみと安心感のあるまちづくり
- ② 自然との共生を図り、安全で快適に暮らせるまちづくり
- ③ 次世代を担う子どもたちが夢と希望を抱き、健やかに成長できるまちづくり
- ④ 歴史と伝統を継承するとともに、学ぶ喜びをもてるまちづくり
- ⑤ 地域活動が活発で、にぎわいと活力に満ちたまちづくり
- ⑥ 多様な仕事を興し、地域産業に活力を与え、働く喜びをもてるまちづくり

総合計画では、この6項目の目標の実現に向けて、市民と市議会及び市が協働で取り組むため、まちづくりの基本的視点、めざすまちの姿、施策の柱及び各分野で取り組む施策を示します。

(3) 「参加」と「行動」 ～ 計画を推進する上で大切にしたいこと ～

市民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参加する権利があり、主体として「自ら考え、参加・行動すること」が基本であり、本市を構成するみんなが共有する価値感として大切にしなければなりません。具体的な場面での参加と行動は、それぞれが役割と義務や責任に基づいて、目的と情報を共有し、信頼しあい、対等な立場で共にまちづくりに取り組む「協働」の原則を大切にします。

【「しあわせ感」について】

国民が幸福感を判断する際に重視される主な要素として「家計の状況」「健康状態」「家族関係」「精神的なゆとり」などがあげられています。（平成23年度国民生活選好度調査）

また、三次市総合計画策定アンケート調査（市民アンケート調査、平成24年度）では、幸福を判断する際に満足度が高い主な要素として「家族関係」「健康状態」「友人関係」が、満足度が低い主な要素として「所得・収入」があげられており、これらの要素に係る満足度の維持、向上に取り組む必要があります。

(4) まちづくりの基本的視点

今後、少子高齢化と人口減少の同時進行、経済のグローバル化、厳しい財政見通しなど、まちづくりを進める上で変化が生じています。私たちを取り巻く環境が変化することに伴い、従来は課題として認識されなかった課題も含めて多くの課題が生まれます。これらの課題に対応しながら、「市民のしあわせ」をめざし、「まちづくりの目標」を実現していくためには、その実現に向けた取組の基本となる考え方を明確にし、本市を構成するみんなが共有する必要があります。

本計画では、今後概ね10年間の取組において、本市を構成するみんなが共有する基調とすべき考え方、価値観を「まちづくりの基本的視点」として掲げます。

基本的視点は、大きな変化に向き合う姿勢を示すもので、三次で生まれ育ち、働き、暮らす私たち自身が、足元を見つめ直し考える視点として、「私たち一人ひとりの個」「私たち一人ひとりの集まりである社会・集団」「私たちの暮らしの場である地域・まち」の3つ切り口から設定します。

■まちづくりの基本的視点

【切り口】	【キーワード】	【考え方】
私たち一人ひとりの 個	誇 り	◆「三次で生まれ育ち、働き、暮らすこと」、「三次を離れても三次とつながって生きていくこと」が自信や誇りとなるようなまちづくりを進めます。 ◆本市の自然や歴史、文化・伝統に深く学ぶことにより、時代の変化に対応できるひとづくりを進めます。
私たち一人ひとりの 集まりである 社会・集団	共 生	◆少子高齢化などの厳しい現実にはきちんと向き合い、相互に助け合い、支え合うまちづくりを進めます。 ◆世代間や職業間などの違いを認めつつ、一人ひとりを大切にし、その可能性を活かすしくみづくりを進めます。 ◆自然環境や資源を持続的かつ適切に保全・活用し、循環型社会、自然と共生するまちづくりを進めます。
私たちの 暮らしの場である 地域・まち	拠点性	◆三次市の中国山地における地理的優位性を活かして都市機能の集積を図るとともに、広域的な連携強化と機能分担により拠点性を高め、魅力と活力あふれるまちづくりを進めます。 ◆各地域において、基礎的生活サービス提供機能と地域活動を維持するため、地域の拠点づくりを進めます。

(5) めざすまちの姿

ここでは、「三次市まち・ゆめ基本条例」の基本理念「市民のしあわせ」の実現を基本としつつ、社会状況の変化やまちづくりの課題、まちづくりの基本的視点を総合的に勘案し、三次市のめざすまちの姿を設定します。

めざすまちの姿は、本市を構成するみんなが共有でき、計画期間を超えて目標とすべき姿です。また、市民一人ひとりがそれぞれの夢を実現しながら、まちづくりの主演として、「参加」し「行動」することを積み重ね、持続可能なまちづくりを進めていかなければなりません。

本市がめざす姿は、少子高齢・人口減少社会にあっても、

「市民一人ひとりが幸せを実感しながら、

暮らしやすく持続的に住み営むことのできるまち」です。

その趣旨は、次のとおりです。

日本全体が人口減少社会を迎え、高度経済成長期のような経済成長も見込めず、拠点性も激しく変化する時代にあって、市民それぞれが求める「しあわせ」は様々ですが、自らの能力を活かし、夢を実現することは市民に共通する願いです。

さらに、その能力を家族や地域、社会のために役立てることは、一人ひとりの存在が認められることであり、それぞれの「しあわせ」が実感できることや、まちの魅力につながります。

一人ひとりの能力が育まれ、その能力を発揮するには、個々人の能力が社会的に活かされることが不可欠です。その際には三次という土地が育んできた文化や伝統に深く学ぶことが必要です。文化や伝統には幾多の先人たちの経験から導き出された知恵が凝縮されています。

これらの精神や信頼、ネットワークなどに深く学びながら、本市が有している自然的、産業的、人的な資源をつなぎ、活かすことによって、身近にあるものの新たな可能性を見出し、価値を創出することにより、暮らしやすく持続的に住み営むことのできるまちづくりを進めます。

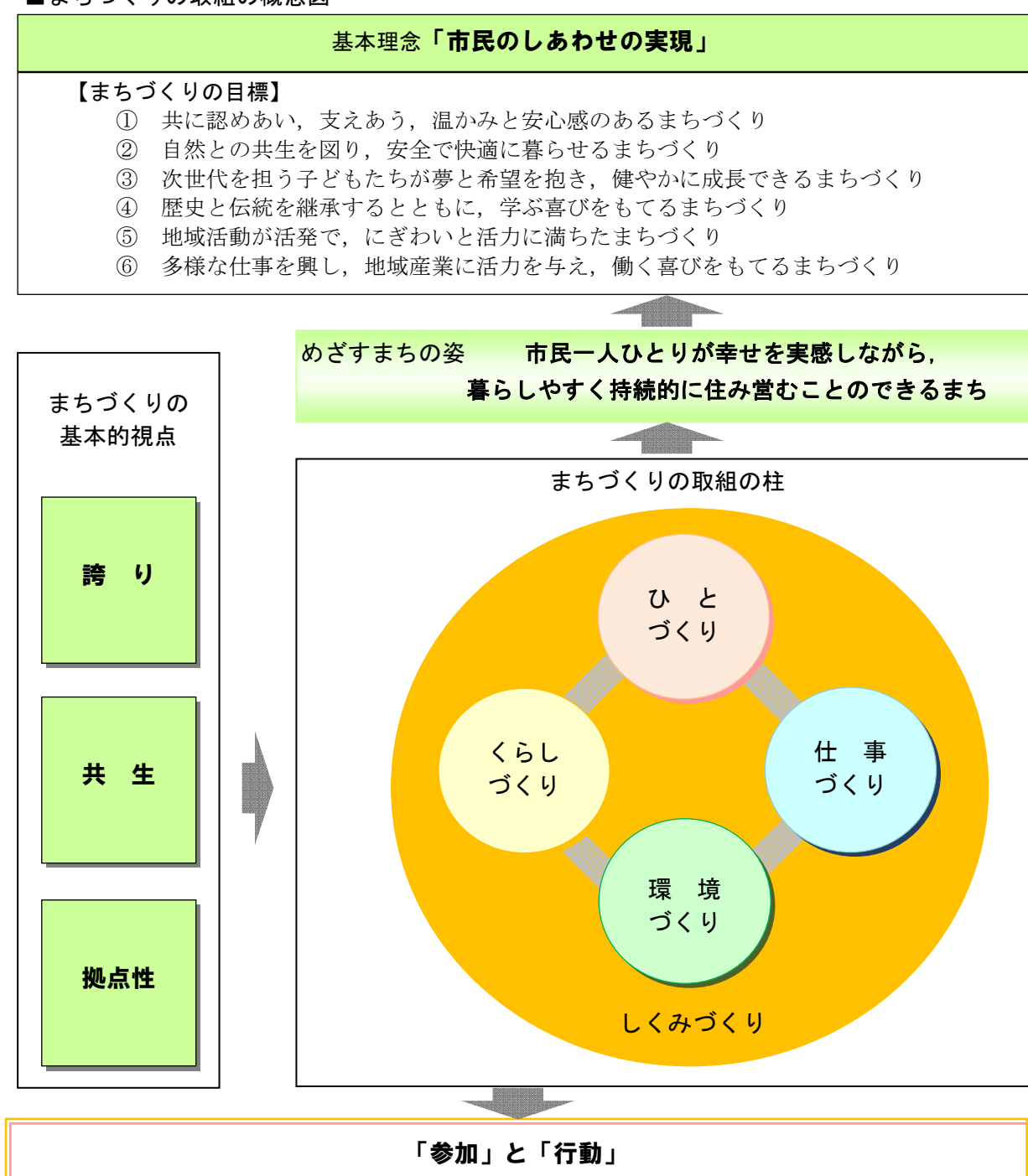
(6) まちづくりの取組の柱

まちづくりの基本的視点に立って、めざすまちの姿の実現に向けた取組を総合的に進めるため、「取組の5つの柱」を設定します。

- ① まちづくりの主役である「ひとづくり」
- ② 安全で温かみと安心感のある「くらしづくり」
- ③ 豊かな市民生活と元気な地域を支える「仕事づくり」
- ④ 美しい風景を後代に伝える「環境づくり」
- ⑤ 協働のまちづくりを効果的に進める「しくみづくり」

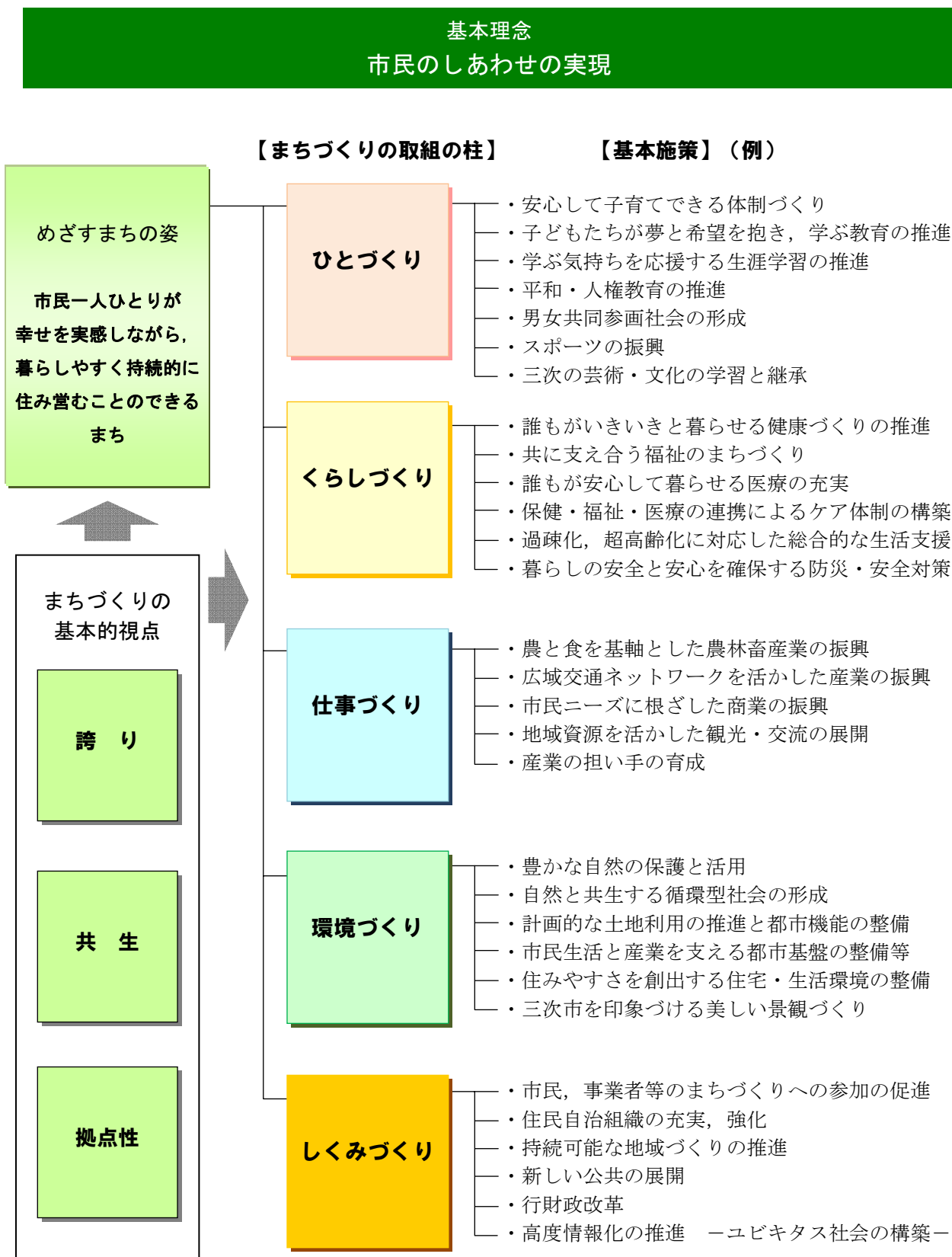
これらの取組は、相互に関連又は連動する面を有しており、各取組に具体的な施策を体系的に位置づけ、市民と市議会及び行政との連携により、総合的かつ効果的な取組を進める必要があります。

■まちづくりの取組の概念図



4 まちづくりの取組の方針

■取組の体系



(1) まちづくりの主役である「ひとづくり」

ア 基本方針

まちづくりの主役は「ひと」です。次世代を担う子どもたちが、夢と希望を抱き、人と人とのつながり、家族や地域とのつながりを大切に、生まれ育った地域に誇りと愛着をもって成長し、社会を構成する一員として主体的に役割を果たすことのできる「ひとづくり」を進めます。

イ 取組の方向

- (ア) 安心して子育てできる体制づくり
- (イ) 子どもたちが夢と希望を抱き、学ぶ教育の推進
- (ウ) 学ぶ気持ちを応援する生涯学習の推進
- (エ) 平和・人権教育の推進
- (オ) 男女共同参画社会の形成
- (カ) スポーツの振興
- (キ) 三次の芸術・文化の学習と継承

【施策例（参考）】

(7) 安心して子育てできる体制づくり

- ・ 出産の支援（負担軽減，情報提供，相談体制等）
- ・ 育児の支援（保育，医療，就学前教育，障害児支援等）
- ・ 子育てと仕事の両立支援
- ・ 地域で子育てを支える体制づくり

(4) 子どもたちが夢と希望を抱き，学ぶ教育の推進

- ・ 学校教育の推進（教育内容の充実，小中一貫教育）
- ・ 学校教育の環境整備
- ・ 家庭・学校・地域の連携による子どもたちの育成（学校づくり）
- ・ 高等教育の充実

(ウ) 学ぶ気持ちを応援する生涯学習の推進

- ・ 多様な学習機会の場の提供
- ・ 地域学習の推進
- ・ 学習成果を活かす場の充実
- ・ 地域の人材の活用
- ・ 多文化共生の推進

(イ) 平和・人権教育の推進

- ・ 平和学習の推進
- ・ 人権教育の推進

(オ) 男女共同参画社会の形成

- ・ 市民意識の醸成
- ・ 女性の社会参加の促進，支援（家庭，職場，地域社会）

(カ) スポーツの振興

- ・ スポーツの推進（活動機会の拡大，スポーツ団体，指導者の育成）
- ・ スポーツ施設の整備
- ・ スポーツを通じた交流の促進

(キ) 三次の芸術・文化の学習と継承

- ・ 芸術・文化の学習
- ・ 芸術・文化の継承と再発見
- ・ 芸術・文化の拠点づくり など

(2) 安全で温かみと安心感のある「くらしづくり」

ア 基本方針

市民一人ひとりが住み慣れた地域で安心して暮らせるよう，地域における支えあいの機運を高め，住民相互の絆を強めながら，健康づくり，福祉，医療の充実に取り組みます。

また，地域における総合的なケア体制や生活支援体制の構築，防災・安全対策などの取組を通じて，誰もがいきいきと暮らせ，安全で，温かみと安心感のあるまちづくりを進めます。

イ 取組の方向

- (ア) 誰もがいきいきと暮らせる健康づくりの推進
- (イ) 共に支え合う福祉のまちづくり
- (ウ) 誰もが安心して暮らせる医療の充実
- (エ) 保健・福祉・医療の連携によるケア体制の構築
- (オ) 過疎化，超高齢化に対応した総合的な生活支援
- (カ) 暮らしの安全と安心を確保する防災・安全対策

【施策例（参考）】

(7) 誰もがいきいきと暮らせる健康づくりの推進

- ・健康づくり意識の醸成
- ・食育
- ・生活習慣病対策
- ・自殺，ストレス対策 など

(イ) 共に支え合う福祉のまちづくり

- ・高齢者福祉（社会参加・能力活用，介護予防，在宅生活の支援，介護など）
- ・障害者福祉（生活支援，就労，社会参加の支援など）
- ・生活困窮者の支援
- ・地域福祉
- ・まちのバリアフリー化（建物，市街地環境，交通など） など

(ロ) 誰もが安心して暮らせる医療の充実

- ・市立三次中央病院の充実
- ・地域医療体制の充実
- ・保険制度の適切な運用 など

(エ) 保健・福祉・医療の連携によるケア体制の構築

- ・地域包括ケアシステム
- ・地域住民組織等との連携 など

(オ) 過疎化，超高齢化に対応した総合的な生活支援

- ・生活交通の確保
- ・買い物支援 など

(カ) 暮らしの安全と安心を確保する防災・安全対策

- ・防災対策（ソフト面とハード面）
- ・防犯対策
- ・交通安全対策
- ・市民との協働による安全の確保（地域防災力の向上） など

(3) 豊かな市民生活と元気な地域を支える「仕事づくり」

ア 基本方針

農林畜産業をはじめとする地域産業の振興，商店街の活性化，就労対策など，生活の基盤となる産業の活性化に取り組み，誰もが働きやすいまちづくりを進めます。

また，中国横断自動車道尾道松江線の開通に伴う広域交通ネットワークを活かして，商工業，観光・交流などの振興を図り，多くの市民や観光客で賑わう，活力のあるまちづくりを進めます。

さらに，これらの産業の担い手の育成，就労の支援等を通じて，若い世代が定着し，新たな可能性を創造する元気なまちづくりを進めます。

イ 取組の方向

- (ア) 農と食を基軸とした農林畜産業の振興
- (イ) 広域交通ネットワークを活かした産業の振興
- (ウ) 市民ニーズに根ざした商業の振興
- (エ) 地域資源を活かした観光・交流の展開
- (オ) 産業の担い手の育成

【施策例（参考）】

(7) 農と食を基軸とした農林畜産業の振興

- ・農業経営体制の強化（組織化，経営の高度化など）
- ・農林業の基盤の整備
- ・環境共生型の農林業の展開
- ・6次産業化（生産，加工，流通・販売，体験・交流）
- ・担い手の育成
- ・遊休農地等を活用した新たな産業の展開 など

(4) 広域交通ネットワークを活かした産業の振興

- ・既存事業所の育成，支援
- ・企業誘致（工場，流通）
- ・産業基盤の整備 など

(5) 市民ニーズに根ざした商業の振興

- ・既存商業の育成，支援
- ・商店街の活性化（組織化，環境整備，空き店舗の活用，イベント，交流など）
- ・高齢社会に対応したニュービジネスの展開 など

(6) 地域資源を活かした観光・交流の展開

- ・観光企画，商品開発
- ・観光客の受け入れ体制の充実（情報発信，おもてなし）
- ・既存の観光地，施設の活用（集客，ネットワーク化）
- ・グリーンツーリズム，体験・交流の推進 など

(7) 産業の担い手の育成

- ・担い手の育成（就労支援，雇用対策など）
- ・起業の支援
- ・U I ターンの促進，支援 など

(4) 美しい風景を後代に伝える「環境づくり」

ア 基本方針

豊かな自然は、ふるさと三次の環境を象徴し、市民にうるおいを与えます。この貴重な自然を保護、活用しながら、次世代に引き継ぐため、自然と共生する循環型社会をつくります。

また、計画的な土地利用の推進、都市基盤や生活環境の整備、美しい景観づくりなどの取組を通じて、誰もが安心して、快適に暮らせるまち、三次に住みたくなるまちづくりを進めます。

イ 取組の方向

- (ア) 豊かな自然の保護と活用
- (イ) 自然と共生する循環型社会の形成
- (ウ) 計画的な土地利用の推進と都市機能の整備
- (エ) 市民生活と産業を支える都市基盤の整備等
- (オ) 住みやすさを創出する住宅・生活環境の整備
- (カ) 三次市を印象づける美しい景観づくり

【施策例（参考）】

(7) 豊かな自然の保護と活用

- ・ 自然環境の保護（山林の保全，管理，川の清掃）
- ・ 自然環境の活用（自然学習，体験・交流）
- ・ 自然に親しめる環境整備 など

(4) 自然と共生する循環型社会の形成

- ・ 低炭素社会への転換
- ・ 再生可能なエネルギーへの転換
- ・ ゴミ対策（減量，不法投棄の防止） など

(7) 計画的な土地利用の推進と都市機能の整備

- ・ 計画的な土地利用の推進（秩序ある土地利用，遊休地の活用）
- ・ 都市機能の適切な配置，集積化（都市機能集積ゾーンの形成，拠点の形成等）
- ・ 快適な環境の市街地の形成（都市計画の活用，居住環境整備，市街地整備等）など

(1) 市民生活と産業を支える都市基盤の整備等

- ・ 道路網の整備
- ・ 公共交通体系の充実（広域交通，路線バス，J R，地域内交通）
- ・ インフラの適切な維持管理 など

(1) 住みやすさを創出する住宅・生活環境の整備

- ・ 住宅対策（多様なニーズに対応した住宅供給，空き家の活用）
- ・ 公園・緑地の確保
- ・ 上下水道，排水対策 など

(1) 三次市を印象づける美しい景観づくり

- ・ 快適な都市景観の形成
- ・ 歴史的なまちなみ景観の維持，継承
- ・ 個性的な集落景観の形成
- ・ 市民との協働による公共施設の管理と景観形成 など

(5) 協働のまちづくりを効果的に進める「しくみづくり」

ア 基本方針

市民、住民自治組織、NPO、企業など多様な主体が、様々な立場から行政と協働してまちづくりに取り組むための「しくみづくり」を進めます。

また、地方分権改革に伴う基礎自治体としての条件整備に対応しつつ、協働のまちづくりを効果的、効率的に進めるための行財政改革に取り組みます。

さらに、情報通信技術の普及、活用により、豊かな市民生活や活力ある産業活動を支えるとともに、誰もが自由に情報を受発信でき、参加できる、にぎわいと活力のあるまちづくりを進めます。

イ 取組の方向

- (ア) 市民、事業者等のまちづくりへの参加の促進
- (イ) 住民自治組織の充実、強化
- (ウ) 持続可能な地域づくりの推進
- (エ) 新しい公共の展開
- (オ) 行財政改革
- (カ) 高度情報化の推進　ーユビキタス社会の構築ー

注-1：新しい公共：「官」だけではなく、市民の参加と選択のもとで、NPOや企業などが積極的に公共的な財・サービスの提案及び提供主体となり、医療・福祉、教育、子育て、まちづくりなどの身近な分野において共助の精神で行う仕組み、体制、活動など（広島県HPより）

注-2：ユビキタス：「いつでも、どこでも、何でも、誰でもアクセスが可能」なネットワーク環境

【施策例（参考）】

(7) 市民、事業者等のまちづくりへの参加の促進

- ・ 市民意識の醸成
- ・ 情報提供の充実
- ・ まちづくりボランティアの育成，支援
- ・ 若い世代の参加の促進 など

(イ) 住民自治組織の充実，強化

- ・ 住民自治組織と行政との連携体制の強化（役割分担の明確化を含む）
- ・ 地域自治活動の充実，強化
- ・ 地域まちづくりビジョンの推進 など

(ウ) 持続可能な地域づくりの推進

- ・ 地域まちづくりビジョンの推進
- ・ 地域の核となる産業の育成
- ・ 地域ニーズに対応した総合的な生活支援システムの構築
- ・ 地域を担う人材の育成と定住の支援
- ・ 地域における拠点の形成
- ・ 三次，地域を応援する人的ネットワークの構築 など

(エ) 新しい公共の展開

- ・ 取組の普及（情報提供等）
- ・ 取組の支援 など

(オ) 行財政改革

- ・ 地方主権改革に対応した基礎自治体としての基盤強化
- ・ 協働のまちづくりに向けた体制の強化
- ・ 行政改革（事務の合理化，人材の活用）
- ・ 財政改革（財政のスリム化，自主財源の拡大）
- ・ 広域的な連携による行政の効率化
- ・ 開かれた行財政運営 など

(カ) 高度情報化の推進 ―ユビキタス社会の構築―

- ・ 全世帯への情報通信技術の普及（CATV，インターネット）
- ・ 市民生活における情報通信技術の活用
- ・ 産業活動における情報通信技術の活用
- ・ 行政サービス，生活支援における情報通信技術の活用 など